

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができる働きやすい環境をつくることにより、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年 4月 1日から平成34年 3月31日までの5年間

2. 内 容

I. 子育てを行う労働者等の職場生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

【目標1】 子供が生まれる際の父親の特別休暇取得率を100%にする

●対策

平成29年4月 全社員に対して、配偶者出産における特別休暇の制度について周知を今後とも継続し、休暇取得率100%を目指す。

【目標2】 出産や育児にかかる制度についての周知を図る

●対策

平成29年4月 育児・介護休業法に基づく諸制度、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの制度を全社員に対して周知し、利用拡大を図る。

平成30年3月 就業規則第2節（休暇）第36条（母性健康管理のための休暇等）、第39条（育児休業及び育児短時間勤務）、第40条（介護休業及び介護短時間勤務）の制度を全社員に対して周知し、利用拡大を図る。

【目標3】 妊娠中又は産後1年を経過しない女性従業員の「母子保健法に基づく保健指導又は健康診査」のために必要な時間の有給保証を検討する

●対策

平成34年3月 妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置として、就業規則第2節第36条（母性健康管理のための休暇等）において、現状無給扱いとなっている制度を見直し、有給保証することを検討する。

II. 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

【目標4】 年休の計画的付与制度とアニバーサリー休暇制度の導入を検討する

●対策

平成30年4月 年次有給休暇の取得促進のため、就業規則第2節第33条（年次有給休暇）6項の定めを適用し、年次有給休暇の計画的付与を実施する。

平成30年9月 特別休暇の取得促進のため、就業規則第2節第34条（特別休暇）の制度を、全社員への周知を徹底する。

平成33年4月 特別休暇制度の追加として、新たにアニバーサリー休暇（誕生日・結婚記念日・子供の学校行事など）を1年に1日与えることを検討する。